

草津市路上喫煙の防止に関する条例に規定する
路上喫煙禁止区域の指定等に関する考え方について
審議結果報告（意見書）

平成20年10月

草津市路上喫煙対策委員会

はじめに

草津市では、路上喫煙の防止により、路上喫煙による身体および財産への被害の防止ならびに健康への影響の抑制を図り、もって市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とし、「草津市路上喫煙の防止に関する条例」を平成19年12月27日に制定され、平成20年4月1日から施行された。

同条例第5条第1項に、「市長は、市民等の身体および財産への被害を防止し、または市民等の健康への影響を抑制するため、特に路上喫煙を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる」と規定しており、同条例施行規則第2条第1項で、「路上喫煙禁止区域の指定等について、市長に意見を具申するため、草津市路上喫煙対策委員会を設置する」との規定があり、当委員会はこの規定により審議を行った。

今回、路上喫煙禁止区域の指定等について、意見具申を行うものであるが、禁止区域の指定後、有効な啓発活動を行うことにより、禁止区域内だけでなく、市域全域において、喫煙マナーが向上することを期待するものである。

1. 路上喫煙禁止区域の指定要件について

条例では、市内全域の道路や公共の場所で迷惑等を及ぼす路上喫煙はしないよう努力する義務を課すとともに、また路上喫煙禁止区域を指定することにより、区域内では路上喫煙をしない義務を課すことができると規定している。

禁止区域を指定することにより、重点的に実効性のある啓発指導が行えることとなり、その啓発指導による普及効果が市内全域に及ぶことが期待できるものであると考える。

指定にあたって留意すべきは、もとより条例制定の趣旨が、路上等における喫煙による迷惑被害の防止や、喫煙者のマナーやモラルの向上を期待するものであり、喫煙行為そのものを排除するものではないことから、禁止区域の指定にあたっては、非喫煙者だけでなく喫煙者の理解も得られることが必要であると考える。

そのような観点から審議した結果、禁止区域の指定要件としては下記のとおりとした。

- ① 路上喫煙による影響や被害等を受ける可能性が高いと想定される区域
- ② 恒常的に人通りがあり、一定高い歩行者密度がある区域
- ③ 市内全域への啓発普及効果が期待される区域
- ④ 啓発指導等で実効性のある取組みができる区域
- ⑤ 市民等に分かりやすく、明確に示すことができる区域

2. 路上喫煙禁止区域について

上記の指定要件をあてはめると、J R草津駅周辺とJ R南草津駅周辺は、恒常的に人通りが多く、特に朝の通勤・通学時間帯には、歩行者と自転車が輻輳

するため、路上喫煙による迷惑被害を受ける可能性が高いと想定され、また、禁止区域を駅周辺の幹線道路と駅前広場、駅前公園とすることにより、区域を明確にでき、実効性のある啓発指導が行えると考ええる。

さらには、両駅の1日平均旅客乗車人員は、県内ではトップクラスであり、草津市民だけでなく、駅を利用される他の市町の方々にも路上喫煙防止に関する啓発普及効果が期待できるものと考ええる。

これらのことから、両駅周辺は、上記の指定要件のすべてを満たしており、禁止区域として指定することが適切であると考ええる。

具体的な禁止区域は別添の地図に示すこととする。

3. 禁止区域における期間・時間指定について

条例では、禁止区域の指定は、期間または時間を限って行うことができると規定している。

しかし、同じ場所での路上喫煙が、期間や時間によって、禁止されたり解除されたりすることは、市民にとっては、非常に分かりにくく、周知徹底が図りにくい。

そのため、禁止区域の指定において、期間および時間を限定する必要はなく、24時間365日の通年による禁止区域の指定が望ましいと考ええる。

4. 啓発活動について

禁止区域を指定するだけで、条例の目的が達成されるものではなく、禁止区域の周知も含めた啓発活動が重要であると考ええる。

禁止区域内で重点的に実効性のある啓発指導を行うことにより、その啓発指

導活動を見聞きされた経験が波及して、市内全域の喫煙マナーの向上につながると考える。啓発方法としては、広報や啓発看板などの間接的な啓発だけでなく、区域内においての街頭啓発や、喫煙者に対しての啓発指導などの直接的な啓発が効果的であると考ええる。

また、条例は、禁止区域内の路上喫煙を防止することだけでなく、市内全域を対象に努力義務を規定していることから、禁止区域外の通学路や公園などの公共の場所においても、積極的な啓発活動が必要であると考ええる。

いずれにしても、モラルの向上と良好な喫煙マナーの定着には、時間がかかると思われるが、あらゆる機会を通じて、継続的かつ効果的な啓発活動をされることを望むものである。

5. 喫煙場所について

禁止区域の指定にあたっては、喫煙場所の設置の必要性についても、設置した場合と設置しない場合のメリットとデメリットの両面から審議を行った。

喫煙場所を設置することが、禁止区域の指定による喫煙の禁止を徹底するために効果的であること、また、指定区域に限らず、条例の趣旨、目的を達成するためにも活かせることなどを勘案し、設置について配慮すべき点は以下のとおりとする。

- ① 啓発拠点として位置付け、喫煙者のマナーやモラルを向上させる効果を期待できる機能および配置であること
- ② 周辺への受動喫煙の影響を極力回避できる配置であること
- ③ 灰皿を目当てにした歩きたばこやごみの散乱の誘因にならない対策が講じられる配置であること

以上のすべてを満たす場合には、一定その必要性を考慮すべきものと考えら

れる。

なお、喫煙場所の設置については、そもそも禁止区域は、路上喫煙による迷惑被害等を受ける可能性が高いと想定される区域として指定するものであることから、受動喫煙や周辺影響への対策などの課題を慎重に検討されたい。

6. その他

今回、禁止区域の指定等について意見具申するものであるが、条例第6条で、「市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、または解除することができる」と規定されており、禁止区域指定後、一定期間の状況を追跡調査し、その検証を当委員会で行うものとする。

草津市路上喫煙対策委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
副委員長	こばやし たつお 小林 達男	草津市自治連合会 副会長
委 員	こまい よしゆき 駒井 喜行	草津市商店街連盟 会長
委 員	さきむら せいじ 崎村 宰滋	一般公募委員
委 員	たけだ よしこ 武田 良子	一般公募委員
委 員	たむら つねと 田村 常人	草津市たばこ小売人連盟 会長
委員長	てらお あつし 寺尾 敦史	草津保健所長
委 員	ひらがき かんじ 平柿 完治	弁護士
委 員	ふくたに まさあき 福谷 正明	草津市PTA連絡協議会 会長